2026 年 11 月 20 日

お客様各位

株式会社ミロク情報サービス

所得税確定申告書システム（令和 8 年分申告用）の国税システムの更改（KSK2）対応および令和 8 年分の主な改正内容について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

所得税確定申告書システムの国税システムの更改（KSK2）対応、および令和 8 年分の所得税確定申告における主な改正内容について、ご案内申し上げます。

【ご案内の内容】

1．所得税確定申告書システムの国税システムの更改（KSK2）対応について
2．令和 8 年分の所得税確定申告における主な改正内容について
3．その他のお知らせ

敬　具

記

1．所得税確定申告書システムの国税システムの更改（KSK2）対応について

国税庁では、2026 年（令和 8 年）9 月 24 日に国税システムが更改され、それに伴い、申告書や申請・届出書等の様式が変更されました。

この様式変更では、一部の書面申告書や申請・届出書、法定調書の様式が新しくなりました。申告書の控用はなくなり、申告書の配色は原則として白黒になりました。

また、申告書第一表など、従来の OCR 用の専用紙は、税務署に配備されなくなる見込みです。そのため、手書き用の様式が必要な場合は、国税庁ホームページに掲載されている PDF をご自身で印刷していただくか、税務署で同様に印刷されたものを入手していただくこととなります。

所得税確定申告書システム（令和 8 年分申告用）の対応予定は次のとおりです。

- 様式変更への対応
  システムで作成できるすべての申告書、付表、添付書類について、上記の様式変更に対応します。
- 申告書の控用の印刷機能の廃止
  申告書の控用の印刷機能は廃止します。
- 専用紙印刷の機能の廃止
  国税庁ホームページに掲載されている PDF を印刷した場合、従来の専用紙印刷のような印字はできないため、この機能は廃止します。
  ※所得税確定申告書システム（令和 8 年分申告用）のリリースは 2027 年（令和 9 年）1 月中旬頃を予定しています。

2．令和8年分の所得税確定申告における主な改正内容について

令和 8 年分の所得税確定申告における主な改正内容は次のとおりです。

※文中の各表は国税庁ホームページ「令和 8 年 4 月源泉所得税の改正のあらまし」より引用

【基礎控除の引上げ等】

- 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 令和８・９年分における 収入が給与だけの場合の収入金額（注３）	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後（注１）		改正前（注１）	
	令和８・９年分	令和 10 年分以後	令和８年分	令和９年分以後
132 万円以下 （206 万円以下）	104 万円（注２）	99 万円（注２）	95 万円（注２）	58 万円
132 万円超　336 万円以下 （206 万円超　475 万 1,999 円以下）		62 万円	88 万円（注２）	
336 万円超　489 万円以下 （475 万 1,999 円超　665 万 5,556 円以下）			68 万円（注２）	
489 万円超　655 万円以下 （665 万 5,556 円超　850 万円以下）	67 万円（注２）		63 万円（注２）	
655 万円超　2,350 万円以下 （850 万円超　2,545 万円以下）	62 万円		58 万円	

（注）１　所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の２の規定による加算額を加算した額となります。
２　62万円にそれぞれ、42万円、５万円、37万円を加算した金額（改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、５万円を加算した金額）となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
３　下記⑵の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
４　合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

- 給与所得控除について、65 万円の最低保障額が 74 万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和８・９年分	令和 10 年分以後	
190 万円以下	74 万円（注１）	その収入金額×30％＋８万円 （69 万円未満となる場合は、69 万円）	65 万円
190 万円超　220 万円以下			その収入金額×30％＋８万円

（注）１　給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の４）の適用後の給与所得控除額となります。
２　給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

- 基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件（注１） （令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注２））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 （136 万円以下）	58 万円以下 （123 万円以下）
特定親族	62 万円超　123 万円以下 （136 万円超　197 万円以下）	58 万円超　123 万円以下 （123 万円超　188 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超　133 万円以下 （136 万円超　207 万円以下）	58 万円超　133 万円以下 （123 万円超　201 万 5,999 円以下）
勤労学生	89 万円以下 （163 万円以下）	85 万円以下 （150 万円以下）

（注）１　合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
２　上記⑵の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【住宅・土地税制の改正】

- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限が2030年（令和12年）12月31日まで5年延長されるとともに、所要の措置が講じられました。

【生命保険料控除の見直し】

- 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は次のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超　60,000円以下	新生命保険料×1/2＋15,000円
60,000円超　120,000円以下	新生命保険料×1/4＋30,000円
120,000円超	一律60,000円

（参考）

・国税庁ホームページ　「令和８年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について」
https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/index.htm

・財務省ホームページ　「令和８年度　税制改正の解説」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/explanation/index.html

・国税庁ホームページ　「令和８年分の所得税等の確定申告書（案）」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/pdf/0026006-063.pdf

３．その他のお知らせ

- 令和８年分の準確定申告に関する注意点およびシステムの運用方法
令和８年度税制改正による所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」の引上げ、および扶養親族等の所得要件の改正は、2026年（令和８年）12月１日から施行することとされています。そのため、2026年（令和８年）11月30日以前に令和８年分の所得税に係る準確定申告書を提出する場合は、適用されません。
下記の国税庁ホームページ掲載の「令和８年度税制改正（所得税の基礎控除の引上げ等関係）Q&A」のとおり、令和８年分の準確定申告書を2026年（令和８年）11月30日以前に提出する場合と2026年（令和８年）12月１日以後に提出する場合で申告書の入力・記載に差異がありますので、注意してください。

（参考）

・国税庁ホームページ　「令和８年度税制改正（所得税の基礎控除の引上げ等関係）Q&A」　6－1、6－2
https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/pdf/0026005-024.pdf

所得税確定申告書システム（令和７年分申告用）で令和８年分の所得税に係る準確定申告書を作成して申告する場合の運用方法については、TVS サイトの「よくあるお問い合わせ」から下記 FAQ を参照してください。

（TVS サイト）

FAQ 番号：12521　所得税確定申告書システム（令和 7 年分申告用）で令和 8 年分の準確定申告書を作成して申告する場合、令和 8 年度税制改正（基礎控除の引上げ等）に対応するにはどうすれば良いですか。

ご不明な点がございましたら、担当支社またはカスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

以　上